

印旛沼 改良区だより

発行所
 ㊦ 285-0011 千葉県佐倉市山崎 143
水土里ネット印旛沼
 印旛沼土地改良区
 編集人 磯正一
 TEL 043 (484) 1155
 FAX 043 (485) 3335
 URL: <http://www.inbanuma-lid.jp>
 E-mail: inba@inbanuma-lid.jp
 印刷所
 茨城県龍ケ崎市
 倉沢印刷 榎

令和6年4月 暫定供用開始する新「埜原機場」



用水ポンプ (口径 600mm) 3台



排水ポンプ (口径 900mm) 2台



操作室 (グラフィックパネル)



用水吐出水槽 (V=5,330m³)

理事長あいさつ

印旛沼土地改良区

理事長 長谷川 邦彦



若葉の候、組合員の皆様には本土地改良区の運営及び事業推進に対し、多大なるご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

はじめに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において被災された石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県等の北陸地方の皆様に対し、この場をお借りしまして心よりお見舞い申し上げます。

また、被災された土地改良区や農業関係施設、農用地の一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、最初に用水の水管理に関するところでありますが、昨年は梅雨の期間が短いこととあわせ、過去に例を見ない記録的な猛暑にみまわれた一年でありました。この天候により、水田への用水供給においては大変苦労したものと思われま

あわせて、昨今の電気料高騰の問題から、昨年の総代会をはじめ支区長会議等の関係会議、土地改良だより、各機場への節電啓発ポスターの掲示等により、機場の運転管理について、繰り返し、節電・節水のご協力をお願いしてきたこともあり、水管理においては大変難しい一年でありました。

その昨年の電気使用料金及び用水使用量であります。本区全体の実績としては電気使用料金は前年比約30%の減額であり、また用水使用量は約3%減でありました。

記録的な猛暑が続いた昨年においてこの結果が示されたことについては、総代の皆様はじめ役員、機場運転手、組合員が共通認識、危機意識を持ち一致団結して節電・節水に取り組んだ成果と強く感じております。

皆様のご協力に感謝するとともに、本年も継続し、さらなる節電・節水を啓発推進したいと考えておりますので引き続きご協力をお願いいたします。

なお、電気料高騰に関する対策においては、先に述べた節水・節電の協力要請と併せ、各支区機場運転の状況を詳細

に分析し効率化を図るとともに、国・県・市町による補助事業の活用や中期的な計画をもった本区からの財政支援等により、維持管理事業に支障をきたさないように対応する所存です。宜しく申し上げます。

次に、国営印旛沼二期事業の施行状況であります。平成22年に着手されてから14年が経過し、既に主要6機場のうち4機場が供用開始されておりますが、令和6年4月には5番目として埜原機場が供用開始となります。これにより、埜原支区では、これまで以上に安定した用水供給が図られることを期待するものでありますが、まずは事故なく円滑な通水開始となるよう本区として万全の対応をしたいと考えております。

また、残す一本松機場についても、いち早く供用開始され、安定した用水供給が出来ますよう国営印旛沼二期事業所と連携を図り事業推進に協力していく所存であります。

なお、この国営二期事業においては、軟弱地盤対策や外来植物等除塵対策、他関係対策工事により総工事費が増嵩したことに伴う事業計画変更手続きを、令和6年度に行う予定であります。

この手続きは、組合員皆様の同意が必要とされることから、今後予定する地元説明会で概要説明を行い、ご理解をいただいたうえで同意徴集手続きに入りたいと考えておりますので、ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

その他、組合員皆様が直接抱える問題として後継者不足による離農、それに伴う耕作放棄地や休耕田の増加、相続による権利の分散化や相続放棄等、農業経営の持続については非常に厳しい情勢であることが認められます。

このことに対し本区としては、国営印旛沼二期事業の早期完成、農地中間管理事業等土地改良事業の推進、担い手の育成、農業政策の発信、行政との連携、適切な施設管理、用水の安定供給等、さらなる組合員サービスの向上に努め、土地改良区が果たすべき役割を全うする所存ですので皆様の一層のご協力をお願いいたします。

最後になりますが、今年も事故、災害なく豊穡の秋を迎えられることと併せ、皆様の益々のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます。

関東農政局

印旛沼二期農業水利事業所

所長 渡邊 史郎



今年1月に発生した令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

春暖の候、印旛沼土地改良区組合員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、本国営事業の実施にあたりまして、長谷川理事長はじめ土地改良区の皆様に平日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本国営事業については、印旛沼周辺地域の農業用水の安定供給や排水不良の改善を目的として、老朽化した用排水機場や水路等の整備を行うとともに、水田から低地排水路に戻る水を有効活用した循環かんがいの強化や環境保全型農業の推進により、印旛沼の水質保全にも寄与する事業として平成22年度に着工し、本年度で15年目となります。これまでに6つの機場のうち白山甚兵衛、宗吾北、宗吾西、吉高の4つの機場につきましてはすでに工事が完成し、供用を開始しております。また、この3月には埜原機場の施設工事も完了して用水及び排水にかかる供用を開始したところです。引き続き残る一本松機場にかかる工事や各ブロックの用水路等の工事の推進を図っていく所存です。

他方で、想定を上回る軟弱地盤の工事に追加的な対策が必

要になったことや、特定外来生物のナガエツルノゲイトウ対策として除塵機設置を追加することとなったことなどにより事業費が増額したため、事業計画の見直しが必要になっております。その手続きとして本年度、変更計画の同意徴集手続きをお願いする予定でございます。組合員の皆様には必要性をご理解の上、同意徴集へのご協力をよろしくお願いいたします。

農政の動きについてご紹介させていただくと、今年は食料・農業・農村基本法の見直しが行われる大きな節目の年です。食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。このため、基本法の検証と見直しに向けた議論が行われ、改正法案が取りまとめられました。現在、その国会審議が行われているところです（4月17日時点）。

改正法には農村や農村インフラの維持の重要性についても盛り込まれる見込みです。印旛沼周辺の広大な農地と水を守る貴土地改良区に期待される役割も益々大きくなることとします。地域の農業・農村を支える印旛沼土地改良区の益々の御発展と組合員の皆様の御健勝を祈念いたします。

千葉県印旛農業事務所

所長 本宮 誠



印旛沼土地改良区組合員の皆様方には、日頃より、農業農村整備事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

印旛沼地区では、平成22年度から「国営印旛沼二期農業水利事業」により用水機場等の整備が各所で進められており、本年4月には改築された埜原機場の供用が開始されました。整備された機場は、約5千ヘクタールの耕地が広がる印旛沼地区の営農を支える重要な施設となります。このため、これらの機場の運転を土地改良区の皆様方に安心して行っていただけよう適切な管理に努めてまいります。

県では、現在、こうした施設の管理のほかに、農地や排水路等の整備にも取り組んでいるところです。具体的には、成田市と栄町に跨る酒直南部地区では、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に向け、土地改良法に基づく手続きが本年3月に完了しましたので、今後は地区境界の確認を進めていく予定です。また、成田市の印旛沼三期地区では導水路の護岸工事を、佐倉市の弥富川地区では排水路の護岸工事を引き続き進めてまいります。さらに、今年度は印西市の埜原地区において排水路工事に着手してまいります。

特定外来水生植物であるナガエツルノゲイトウは、定着すると駆除が困難となり、機場での取水などに支障となること

があります。近年、県内各地の農業水路等においても、その繁茂が広く確認されており、これまで県では、機場管理の中で流れ着いた群落の除去などに取り組んできたところです。このことに加え、昨年度から市町村や土地改良区による幹線水路での駆除等の取組への助成を始めましたが、さらに、今年度からは農業者等の組織による小規模な水路における駆除等の取組も助成の対象となりましたので、これらの活用についてご検討いただきたいと思います。

さて、本年10月22日（火）に千葉県では初めてとなる全国土地改良大会が幕張メッセで開催されます。この大会は、全国から多くの関係者の参加が見込まれており、千葉県の農産物のほか、長年、取り組まれてきた土地改良事業などについて知っていただく良い機会となります。現在、県土連が中心となり、土地改良区の皆様方と連携して準備が進められているところですが、県においても、こうした情報の発信にも努めるなど盛会となるよう全面的に支援してまいります。

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境は厳しさが増しているところですが、引き続き土地改良区の皆様とともに、本県の農業農村を盛り上げていけるよう取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

最後になりますが、印旛沼土地改良区の益々の御発展と組合員の皆様方の御健勝を祈念申し上げます。



独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所

所長 土田 百合子



陽春の候、印旛沼土地改良区組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様初めまして、4月1日付けで小栗前所長の後任として水資源機構千葉用水総合管理所長を拝命しました土田でございます。前任地は利根川の上流にある群馬用水管理所で農業用水と水道用水の安定供給に努めて参りました。本地域への赴任は初めてとなりますが、歴史ある印旛沼開発の管理運営を行うことになり、全力で取り組んで参ります。

皆様ご承知のとおり、令和6年は大きな地震で始まりました。被災地では、連日断水の報道がなされ、改めて水の大切さを痛感いたしました。また、施設管理を行う者としては、正月といえども体制等の備えが重要であることを再認識させられました。

水資源機構は、災害対策基本法の指定公共機関となっています。この地震では発生直後に水資源機構が保有する「可搬式浄水装置」と職員を石川県珠洲市に派遣して被災地の給水支援をしています。ため池の水をこの装置で浄化し、1月9日から雑用水を、1月12日からは飲用水を供給しています。千葉用水総合管理所からも今までに職員3名を派遣し、防災力の強化に務めています。

また、水資源機構では、いざという時のためにポンプ車や発動発電機も保有しています。千葉用水総合管理所北総東部用水施設にはポンプ車（最大30m³/分）1台を配置しています。条件によりますが、実費をご負担いただければ、お貸しすることが可能です。必要な場合はお声かけをお願いします。

さて、印旛沼開発事業は昭和44年3月に事業完了して以来、半世紀を越えて洪水被害の解消とともに、農業用水、水道用水並びに工業用水の水瓶として重要な役割を果たしてきました。その間、地域発展に大きく寄与してきたものと思っております。しかし、近年の多雨と少雨の極端化、年々激甚化する豪雨災害に対し、現有施設の能力でいかに対応していくかが重要となっています。令和元年10月の豪雨では、印旛沼の水位が計画高水位（Y.P.4.25m）付近まで上昇し、沼周辺地域での浸水被害にも繋がりました。

これを契機に降雨前に予め沼水位を低下させる「予備排水」のルールを見直し、平常時は常時満水位 Y.P.2.3～2.5m で管理している沼水位を、予測総雨量が100mmを超えた段階で Y.P.2.1m まで低下、150mm を超えたら Y.P.2.0m まで低下させることとしています。令和5年度は4回予備排水を実施しました。うち3回は、排水機場を運転するほどの雨が降り、的確に対応することができたと考えております。その他の1回は、予測総雨量の最大が150mmを超えましたが、実績の総雨量は50mm程度でした。幸い50mm程度の雨で沼の水位が回復し、利水への影響は回避することができました。予測総雨量の精度には今後も期待しつつ、刻々と変わる予測に対し、迅速に対応していきます。

また、今年度は、激甚化する気象や変化する土地利用等に対し、「今の排水能力が十分であるか」の検討に着手いたします。令和元年豪雨時のシミュレーションを可能とし、この経験を後の管理に活かしていきます。

今年度も千葉用水総合管理所職員一丸となって印旛沼の水利用と内水排除、環境・水質保全に万全を期して参ります。

最後に、印旛沼土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様のご活躍、ご健勝を祈念申し上げます。

令和5年度

関東農政局土地改良事業地区等営農推進功労者表彰受賞

令和5年12月14日（木）関東農政局において営農推進功労者表彰式が開催され、印旛沼土地改良区管内より栄町の有限会社ちば緑耕舎（印旛沼二期事業所推薦）が受賞しました。当日は杉田代表取締役と増田部長が出席され信夫関東農政局長より表彰状が授与されました。緑耕舎の皆様、受賞おめでとうございます。

※営農推進功労者表彰とは、土地改良事業等により整備されたほ場や水利施設等の活用促進のための取組、生産技術の向上や農業経営の改善のための創意工夫によって、他の模範となり、事業及び営農の推進に貢献のあった方々を表彰し、その業績を広く紹介することを目的に実施されているものです。詳しくは関東農政局HPをご覧ください。



賦課金納入のお知らせ

令和6年度 経常費・維持管理費の賦課金単価

(単位：円/10a当)

賦課種別	単価	支区名	単価	支区名	単価
1. 経常費賦課金	3,950	⑥ 高崎川支区	4,600	⑪ 酒々井支区	5,500
2. 維持管理費賦課金	(支区別単価)	⑦ 埜原支区	3,500	⑫ 布鎌支区	3,500
① 八千代支区	4,200	⑧ 印旛沼北部支区	3,100	⑬ 鹿島川上流支区	6,500
② 佐倉西部支区	5,000	⑨ 佐倉北部支区	4,000	⑭ 印旛沼東部支区	3,800
③ 一本松用水支区	5,500	⑩ 中央支区	3,500		
④ 平戸支区	7,000	【備考】 ・本表は甲地区単価を掲載(乙地区は経常費1,316円) ・畑は経常賦課金・維持管理賦課金とも1/3			
⑤ 神崎川支区	4,000				

賦課金は納期までに納入下さい

◆3月27日に開催された通常総代会におきまして、本年度の賦課金及び徴収期日が下表のとおり確定いたしました。

賦課金は、皆さんの組織である土地改良区運営の根幹を成すもので、円滑な事業の実施に必要な財源であります。

別掲の賦課金納入状況のとおり、令和4年度賦課金(経常費・維持管理費)の収納率は、分区役員さんをはじめ組合員皆さまのご理解により99%以上の徴収率となっております。

賦課金が納期限内に納入されることにより、施設の維持管理ほか予算に基づく執行が可能となりますので、ご理解ご協力をいただき納入期限までの納入を宜しくお願いいたします。

令和6年度 賦課金の賦課期日及び納入期限、口座振替日

賦課種別	賦課期日	納入期限	口座振替日	付記
1. 経常費賦課金	令和6年4月26日	令和6年6月5日	令和6年6月5日	上記単価により地積割に賦課
2. 維持管理費賦課金				
3. 農林漁業資金等償還金	令和6年10月1日	令和6年11月5日	令和6年11月5日	農業基盤整備促進事業 大竹地区、葉崎地区
4. その他、特別賦課金	賦課徴収の必要が生じた場合は、総代会で定める。			

令和4年度より口座振替による賦課金の徴収がスタートしています!

★口座振替を申し込まれた方は、上記口座振替日に指定口座より振替ますので、残高不足にならぬよう前日までにご準備願います。

口座振替を申し込まれている組合員さんの通知書は👉こちら



印旛沼土地改良区
〒205-0871
千葉県佐倉市大田1-43番地
TEL 043-484-1155
FAX 043-484-8355



振替不足等からの理由により口座振替が出来なかった場合、再度引落は行いません。後日改良区より振込み用紙を送付しますので記載された納期までに納入をお願いします。

納課金の詳細については印旛沼土地改良区ホームページをご覧ください。
URL: <http://www.inbanuma-rid.jp/>
印旛沼土地改良区ホームページ QRコード



土地改良区へのお問合せ
お電話・おメール・お問合せ先
お電話: 043-484-1155
おメール: inbanuma-rid@inbanuma-rid.jp

お問い合わせの際は、お名前・お電話番号・お住居地を必ずお知らせください。

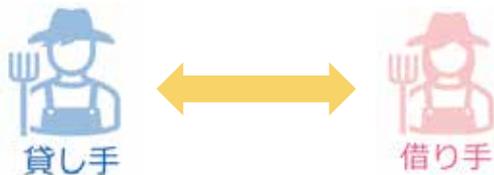
◆口座振替依頼書は印旛沼土地改良区HPよりダウンロード頂くか、総務課までお問い合わせください。随時、申込案内を送付致します。

農業者の皆様へ

農地の貸し借り(売買)は、令和7年4月から、原則として農地バンク経由になります！

〔 現 行 〕

市町村計画(※1)による
相対の農地の貸借



〔 令和7年4月以降
又は
地域計画が策定された地域 〕

目標地図(※2)の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



- ※1 市町村が作成する農用地利用集積計画
(同計画による貸借は令和7年3月までは経過措置期間として活用可能)
- ※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、誰が耕作するのかを示した地図。随時更新が可能。



これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地の貸し借りは
農地バンクへ
農林水産省

農地バンク活用には 各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

☆**メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。**

☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



農地中間管理事業に関する
ご相談は**印旛沼土地改良区**まで！



お問い合わせ先

千葉県農地中間管理機構 [TEL:043-223-3011](tel:043-223-3011)

印旛沼土地改良区 [TEL:043-484-1155](tel:043-484-1155)(代)

農林水産省

令和4年度 一般会計収支決算について

令和5年10月27日に開催された臨時総代会において令和4年度決算が承認されました。

○「土地改良法の一部を改正する法律」により令和4年度から、貸借対照表の作成が義務付けられました。本土地改良区においても、令和4年度より複式簿記に移行しました。また、従来の単式簿記では一般会計、特別会計、維持管理会計（14支区）、特定資産に分けて決算を行って参りましたが、複式簿記移行に併せ、全ての会計を一般会計に集約した予算体系となっております。

決 算 書

収入の部

支出の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
土地改良事業収入	535,008,736	土地改良事業費支出	373,916,432
附帯事業収入	9,468,300	附帯事業費支出	0
基本財産運用収入	737,600	一般管理費支出	196,162,279
特定資産運用収入	22,620,600	土地改良事業負担金支出	84,089,021
補助金等収入	64,341,167	借入金返済支出	5,902,943
交付金収入	0	固定資産取得支出	14,353,170
寄付金収入	0	支払換地清算金支出	0
業務受託料収入	46,913,399	基本財産積立支出	103,200
雑収入	3,765,817	特定資産積立支出	156,448,105
借入金収入	0	雑支出	19,310,443
基本財産取崩収入	397,600	その他繰出金	174,384,874
特定資産取崩収入	165,360,185	繰越金	5,729,851,099
固定資産売却収入	103,200	予備費	0
徴収換地精算金収入	0		
その他繰入金	164,658,554		
繰越金	5,741,146,408		
計	6,754,521,566	計	6,754,521,566

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I. 資産の部		II. 負債の部	
1 流動資産	1,002,504,996	1 流動負債	16,097,590
2 固定資産	5,334,473,920	2 固定負債	291,318,032
(1) 基本財産	195,961,835	負債の部合計	307,415,622
(2) 特定資産	5,064,883,510		
(3) その他固定資産	73,628,575	III. 正味財産の部	
		1 指定正味財産	535,843,141
		2 一般正味財産	5,493,720,153
		正味財産の部合計	6,029,563,294
資産の部合計	6,336,978,916	負債及び正味財産合計	6,336,978,916

○上記の貸借対照表の総資産額に含まれる現預金 5,793,834,576 円から資金収支整理期間における現預金の増減 - 63,983,477 円 = 5,729,851,099 円であり、収支決算書の次年度繰越金と一致しております。

令和6年度 一般会計収支予算について

令和6年3月27日に開催された通常総代会において令和6年度収支予算が承認されました。

予 算 書

収入の部		支出の部		(単位：円)
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額	
土地改良事業収入	539,775,385	土地改良事業費支出	363,640,447	
附帯事業収入	6,300,000	附帯事業費支出	750,000	
基本財産運用収入	687,200	一般管理費支出	197,782,000	
特定資産運用収入	28,579,900	土地改良事業負担金支出	57,379,013	
補助金等収入	49,729,000	借入金返済支出	7,679,748	
交付金収入	0	固定資産取得支出	0	
寄付金収入	0	支払換地清算金支出	0	
業務受託料収入	63,911,720	基本財産積立支出	0	
雑収入	1,404,000	特定資産積立支出	35,202,441	
借入金収入	2,687,000	雑支出	21,120,000	
基本財産取崩収入	737,669	その他繰出金	119,923,356	
特定資産取崩収入	40,828,347	繰越金	4,950,347,980	
固定資産売却収入	0	予備費	783,027,521	
徴収換地精算金収入	0			
その他繰入金	113,219,081			
繰越金	5,688,993,204			
計	6,536,852,506	計	6,536,852,506	

令和4年度 賦課金の納入状況 令和5年3月31日現在

(単位：円)

賦 課 金 の 種 別	調 定 額	収入済額	徴収率	徴収未済額
1 経 常 賦 課 金	235,690,770	234,474,980	99.48%	1,215,790
2 維 持 管 理 費	261,326,870	259,987,040	99.48%	1,339,830
3 団 体 営 事 業 借 入 償 還 金	6,128,120	6,128,120	100.00%	0

令和6年3月通常総代会開催 新年度予算案ほか全議案可決決定

令和6年3月27日、通常総代会が本区会議室において開催されました。総代現員数61名より59名（内、書面議決書提出者8名）の出席を得て、午前9時30分に開会しました。議長には八千代市選出の櫻井博文総代が選出され、定款の一部変更、規約の一部改正、令和6年度一般会計収支予算案等全14議案が上程され、慎重審議の結果、全案可決決定されました。

【通常総代会提出議案】

- 第1号 定款の一部変更について
- 第2号 規約の一部改正について
- 第3号 会計細則の一部改正について
- 第4号 賦課徴収細則の一部改正について
- 第5号 令和5年度農林漁業資金の借入額の変更について
- 第6号 令和5年度一般会計補正予算案について
- 第7号 令和6年度賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第8号 令和6年度総代・役員・委員等の報酬及び費用弁償等について
- 第9号 令和6年度一般会計収支予算案について
- 第10号 令和6年度農林漁業資金の借入について



- 第11号 組合費及び負担金、分担金、加入金等の随時徴収について
- 第12号 金銭の運用方法及び預け入れ金融機関について
- 第13号 一時借入について
- 第14号 事業資金の借入について

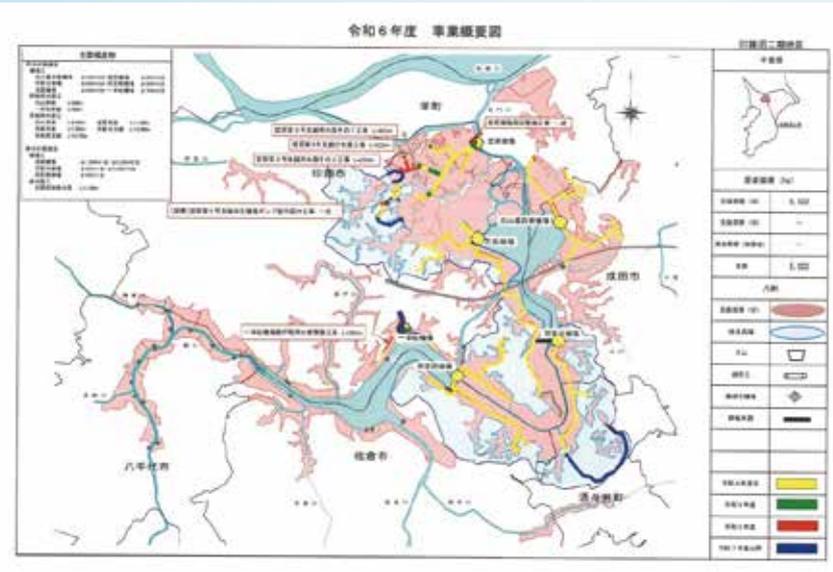
印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会からのお知らせ

平成22年度に着手し14年を経過した国営かんがい排水事業「印旛沼二期地区」(国営流域水質保全機能増進事業)は令和6年4月より一次通水となる埜原ブロックを中心に工事が実施されました。

引き続き令和6年度は埜原、一本松ブロックを中心に工事が予定されています。**【令和6年度事業概要図参照】**

関係組合員の皆様には工事中ご不便ご迷惑をお掛け致しますがご理解ご協力のほど宜しくお願いします。

事業概要	
関係市町(4市2町)	成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町及び栄町
受益面積	5,002ha(水田5,002ha)
事業費	44,040百万円
事業期間	平成22年度～令和6年度(予定)
主要工事計画	揚水機場3ヶ所、用排水機場3ヶ所 用水路52.9km、排水路1.1km



ドローンで見る建設現場



埜原機場～全景～



～吐水槽内部～

写真提供: 印旛沼二期農業水利事業所

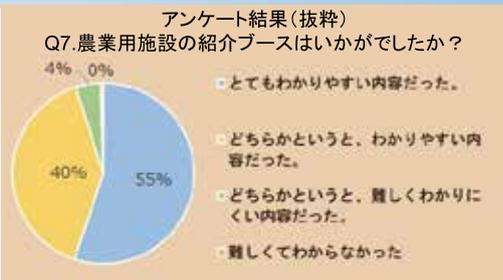
佐倉産業大博覧会 ～あつまれ！佐倉の農・商・工～2023に参加しました。

令和5年11月11日と12日、佐倉草ぶえの丘で開催された産業大博覧会で印旛沼二期地区地域用水対策協議会は印旛沼二期事業所と共に農業農村整備事業の広報ブースを出展し、二期事業の概要や工事の進捗状況を説明したパネルの展示と農業に関するアンケート調査を実施しました。

イベント当日は小雨が降り気温が低いなかではありましたが200名以上の方が当ブースに来訪頂き、アンケートにご協力頂きました。

来訪者からは「二期事業が知れて良かった。」、「農業の持続的発展を望みます。」等々のご意見頂きました。

今後も事業のPR活動を積極的に行っていきたいと思います。



環境にやさしい農業を始めませんか?
「EAT-ON」-EAT ON THE FUTURE-

印旛沼の水質にやさしい農業実践会加盟とは～

加盟するメリット

- 1. 環境にやさしい農業の推進
- 2. 水質保全のための取り組み
- 3. 地域との連携強化

国営印旛沼二期地区では、印旛沼の水質保全につながる循環かんがい施設を整備するとともに、環境にやさしい農業を推進しています。

水田へ投入する化学肥料や化学合成農薬の量を減らしたり、浅水代かきなどにより濁水の流出を抑えたりすることで、環境負荷が軽減されます。

印旛沼の水質を守るため、環境に配慮した農業に取り組んでみませんか。

くわしくは印旛沼二期地区地域用水対策協議会ホームページへ。

農業用水は限りある資源

「印旛沼」にやさしい農業

地域で守ろう恵みの水

「印旛沼二期地区」地域用水対策協議会

【水利使用】について 取水期間は4月11日～8月31日

印旛沼地区では4月より用水供給が開始されますが、国土交通省が許可する河川「印旛沼」より取水する水利使用規則には、取水期間と水量が定められています。

本地区のかんがい(農業用水)を目的とした取水口は印旛沼周辺に31箇所あり各取水口の取水量の測定は毎日行い河川管理者に報告しなければなりません。

また、超過取水や期間外取水などは水利権の取り消しなど厳しい措置が講じられます。

電気料金も大変高騰しています。適正な取水管理は節電にもつながります。維持管理費軽減のため節水やポンプの運転時間の短縮などにご協力をお願いします。

令和5年度 土地改良事業の概要

1. 国営・県営・団体営・非補助事業

(事務費除き 単位：千円)

Table with 7 columns: 事業名, 地区名(関係支区名), 工期, 全 体 (事業量, 事業費), 令和5年度事業 (事業量, 事業費), 令和6年度事業(予定) (事業量, 事業費), 備考(負担割合). Rows include drainage projects, water supply, and facility management.

多面的機能支払交付金制度実施状況

○平成27年度から「法に基づく制度」として実施された「多面的機能支払交付金制度」について、既に農地水保全管理交付金制度から実施している地区も含め、改良区管内で多数の地区で実施されております。

用排水施設の安全対策について

4月から8月まで農業用水期となり、半年以上休止していた用水機場が一斉に稼働し始めます。これまで水が流れていなかった用排水路や堰などでは、水の量や勢いが増してきます。

大雨時に農家の方々が見廻り作業する場合も注意いただきたいところですが、特に子供が水に親しむ季節となり興味を引く場所となります。

改良区では基幹施設保全管理業務として、管内小中学校の児童生徒に向け安全啓発用の物資を作製し配布しています。

夏休みに入ると水路等での事故が毎年報道されます。

付近で遊んでいたたり、危険な場所で見かけたら、注意を促してあげてください。



編集後記

令和6年4月6日「千葉の水回廊ウォーク&疏水百選印旛沼ウォーク」に参加し、花見川のほとりを11km歩きました。曇り空であったものの、ちょうど桜が満開で景色を楽しみながら気持ち良く歩くことが出来ました。

これからも印旛沼土地改良区職員として、印旛沼の水管理を通じて農業振興、地域社会の発展に貢献していきたいと思っております。各皆様様の支援、ご指導を宜しくお願いいたします。(事務局)

